

輪島市監査公表第 1 号

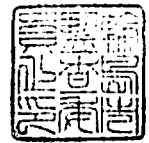
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年 1月16日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象施設

平成24年12月26日（水） 輪島市立輪島公民館

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

平成23年度の補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、輪島公民館において実施監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

- ・コミュニティ活動推進事業輪島公民館まつり補助金
- ・輪島公民館宿泊体験通学事業補助金
- ・地域づくりリーダー養成事業補助金

（所管課：生涯学習課）

5 監査の結果等

監査した補助金に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象施設に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 公金や運営費の現金の取扱いに関しては、事故防止の観点から現金保管は必要最少限に留めるようにし、出納簿を備え複数人での出納を心がけていただきたい。また職員が立替え払をすることがないように補助金申請日に留意し、事業開始前に補助金交付がされるよう事務処理を執行されたい。
- 公民館は、地域における社会教育の拠点であるが、近年はコミュニティ活動の拠点としての機能等、様々な役割が求められている。今後とも多様な住民ニーズに即した事業展開に努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。